



福岡医発第 1225 号 (地)

平成 24 年 8 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻 一 良

(公 印 省 略)

福岡県後期高齢者医療広域連合が実施する「訪問健康相談事業」について

今般、福岡県後期高齢者医療広域連合より、訪問健康相談を必要とする被保険者（①重複受診者 ②頻回受診者）の自宅を保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康づくりの助言・相談を行うことにより、当該被保険者の健康づくりと早期回復を促し、医療費の適正化を図ることを目的とした「訪問健康相談事業」を本年 8 月より開始する旨、別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本会におきましては、本事業が受診抑制につながる恐れがあることから、適切な事業ではないと考え、実施を控えるよう申し入れるとともに、もし、実施される場合は、受診抑制につながることをないよう細心の注意をいただくよう申し入れたところであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

24福高医医第 号
平成24年 8月 日

社団法人 福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 檜原 利則

「訪問健康相談事業」の実施について（依頼）

時下、貴職におかれましては、ますますの御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より当広域連合の運営につきまして、格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本広域連合におきましては、今年度から新しい取り組みとして「訪問健康相談事業」を8月から開始することとしております。

つきましては、関係者の皆様への周知等につきまして、御配慮をお願いするとともに、同事業の円滑な実施に御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

「平成24年度 訪問健康相談事業」の概要

1. 事業の内容（目的）

健康相談を必要とする被保険者の自宅を保健師等が訪問し、健康管理や日常生活の中での健康づくりをお手伝い（専門的な助言・相談）することにより、当該被保険者の健康づくりと早期回復を促し、医療費の適正化を図る。

2. 訪問健康相談対象者数：500人

＜訪問健康相談を必要とする者＞

何らかの事情で重複あるいは頻回受診（以下の要件）となっている被保険者

①重複受診者：同一傷病について、同一診療科の複数（概ね2以上）の医療機関に同一月に受診する者

②頻回受診者：同一傷病について、同一月内に同一診療科を多数（概ね15回以上）受診している者

*①②のうち、癌患者及び精神疾患の患者など告知に問題がある者及び透析患者など当然に多受診を必要とする者を除き、更に本人から訪問指導の承諾を得たものを対象者とする。

3. 訪問時期：対象者には、原則2回の訪問健康相談を行う。

○第1回目の訪問月：平成24年8月～9月

○第2回目の訪問月：平成24年11月～12月

4. 実施方法

(1) 実施方法：業務委託方式

(2) 委託業者：株式会社 保健支援センター（熊本市中央区保田窪1-10-38）

(3) お問い合わせ先（(株)保健支援センター）：0120-62-3833（通話無料）

(4) 訪問者：株式会社保健支援センター在籍の保健師・看護師・管理栄養士（健康相談員証：別紙1）が対象者を原則2回訪問し、健康づくり等の助言を行う。

(5) 委託内容

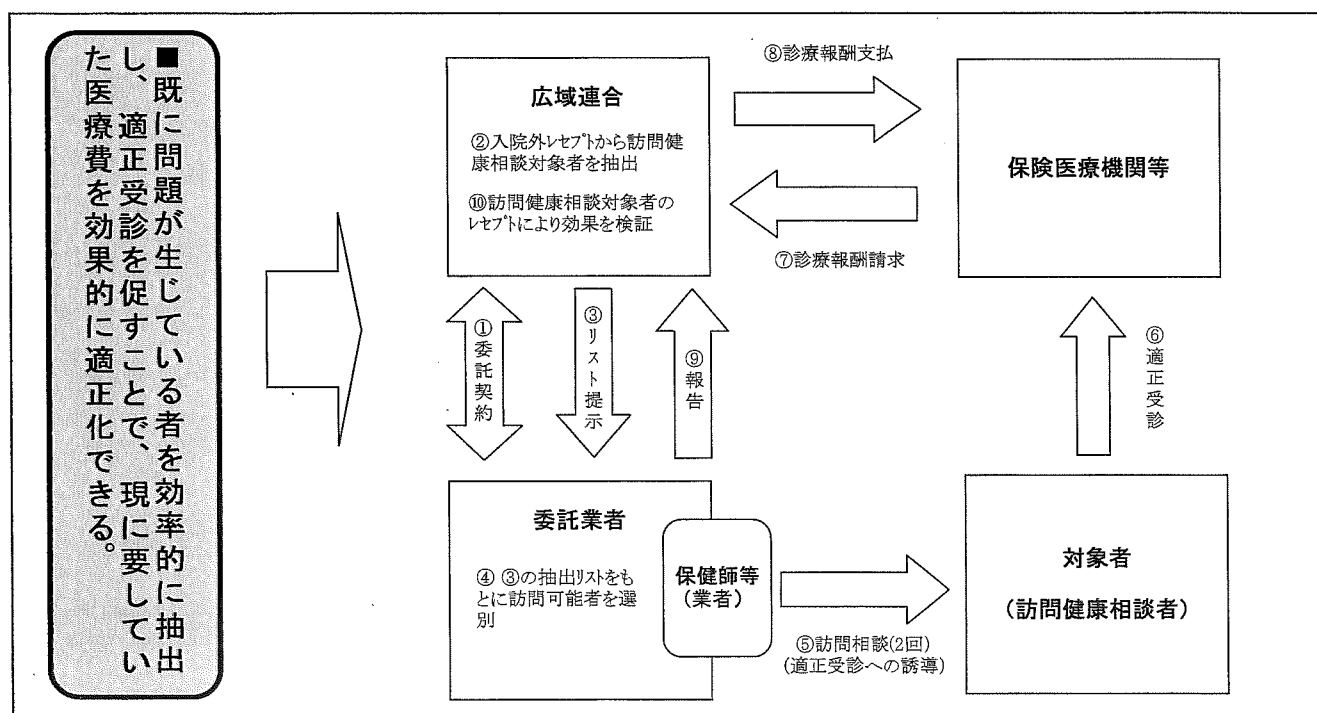
①対象者への訪問相談参加有無の確認（電話）及び訪問相談実施決定通知発送（通知等）

②対象者（500人×2回＝1,000回）への訪問（保健師等による2回の訪問）

③訪問健康相談票（訪問健康相談内容の報告書）の作成・提出

④訪問健康相談効果報告書の作成・提出（訪問前、訪問後のレセプト比較による効果検証）

5. 事業概念図



健康相談員証（身分証明書）について

(見本)

写 真	健康相談員証明書 (NO. ▲) 受託者 株式会社 保健支援センター 氏 名 ●● ●● 交付日 平成24年●月●日 有効期限 平成25年3月31日 上記の者は、「訪問健康相談」事業の実施にあたり、受託者が届け出た訪問健康相談業務従事者であることを証する。 福岡県後期高齢者医療広域連合 連合長 檜原 利則	注意 1 この証明書は常時携帯すること。 2 この証明書を他人に貸与しないこと。 3 この証明書を紛失したことは、ただちに広域連合へ届け出て再交付を受けること。 4 この証明書は、委託業務終了後、ただちに返納すること。
------------	---	--